

令和5年2月市議会 総務委員会資料

第4号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算（第14号）

【目 次】

1	12款 公債費	1項 公債費	1目 元金	3～4
---	---------	--------	-------	-----

企 画 財 政 部
市 民 生 活 部

令 和 5 年 2 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
34～35	12 公債費	1 公債費	1 元金	-	元金	千円 550

1 概要

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、県の貸付金を借り受けて、「長崎市災害弔慰金の支給に関する条例」により、令和3年度の大雨災害による被災者に対し災害援護資金の貸付け（2人）を行っており、償還された額と同額を県へ償還するもの。当該被災者（2人）からの償還開始は、3年又は5年の据置期間経過後の令和6年度又は9年度からの予定であったが、繰上償還申出書の提出があったため、令和4年度に償還された額と同額を増額補正して県へ償還するもの。

2 事業内容

- (1) 対象災害 令和3年8月大雨災害
- (2) 借受人からの今年度償還見込額 549,920円
- (3) 県への償還額 549,920円
- (4) 内訳

(金額：円)

借受人	貸付額	令和4年度 償還見込額	令和5年度以降 償還予定額
A	1,000,000	199,920	800,080(月賦 48回)
B	3,500,000	350,000	3,150,000(半年賦 18回)
計	4,500,000	549,920	3,950,080

3 財源内訳

総事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 550	千円 —	千円 —	千円 —	千円 550	千円 —

※ 災害援護資金貸付金元利収入

【参 考】災害援護資金の概要

- 1 対象災害 都道府県内で災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある自然災害
- 2 受給者 対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- 3 貸付限度額 150万円（家財の1/3以上の損害等）
～350万円（住居の全体が滅失若しくは流失）
- 4 所得制限 あり（世帯人員当たりの市県民税における前年の総所得金額が政令で定める額（1人220万円、2人430万円等）に満たないこと。）
- 5 利率 年0%（要保証人）
- 6 据置期間（償還開始の猶予期間） 3年（特別の場合5年）
- 7 償還期間 10年（据置期間を含む）
- 8 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- 9 貸付原資負担 国2/3、都道府県1/3
- 10 貸付及び償還事務の流れ

